

宇都宮市 結婚新生活支援事業

住宅購入費や賃貸住宅の家賃，引っ越し費用などを補助します

※原則令和8年4月1日以降かつ婚姻日以降に発生した費用を申請できます。

29歳以下
最大
60万円 補助

39歳以下
最大
30万円 補助

申請期限：令和9年3月1日（月）

その他要件は裏面やHPをご確認ください。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/machi/jutaku/1027597.html>

✿ 申請・問い合わせ ✿

宇都宮市 魅力創造部 都市ブランド戦略課
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

☎ 028-632-2115

E-mail: u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp



補助金要件該当 チェックリスト

以下の要件全てに✓が入れば、この補助金を受けられる可能性があります。



おふたりのこと

- 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下
- 夫婦の令和7年分の所得の合計金額が500万円未満(※1)
(※1) 申請時に令和7年分の所得証明書が取得できない場合は、令和6年分の証明書も可能貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除します



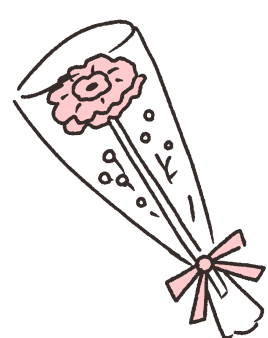
住宅のこと

- 対象区域内(※2)に居住し、住民票の住所が対象の住宅所在地となっている
(※2)対象区域の詳細は本市ホームページの結婚新生活支援事業 最新版「申請の手引きとよくある質問」をご確認ください。
- 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を市内に所有していない



補助金等のこと

- 過去に本市及び他自治体において、この制度(※3)に基づく補助を受けたことがない(※4)
(※3) 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚活動支援事業」
(※4) ただし、令和8年度内であれば、上限額まで複数回申請できます。
また、令和7年度内に本市において初めて申請し、上限額まで補助を受けていない場合は、申請対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。
- 国や県からの住宅関係の補助、本市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越し費用等の補助を受けていない



その他

- 申請時において、自治会に加入している
- 市が指定する講座等を受講したもしくは医療機関への妊娠・出産に関する相談をした(※5)
(※5) 指定する講座等のURLや詳細は本市ホームページにて掲載しております
- 夫婦のいずれもが宇都宮市税の滞納がない
- 宇都宮市暴力団排除条例(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条に規定する暴力団員でない

詳しくは本市ホームページ掲載の「手引きとよくある質問」をご確認ください。